

真の地方分権改革の実現に向けた指定都市のアピール

地方分権改革の確実な実現

7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太方針)は、これまでの構造改革路線をしっかりと継続・強化させることが示され、また、地方交付税の現行法定率堅持や地方分権に向けた関係法令の一括した見直しなど、地方の意見が一部盛り込まれたことは評価できる。

しかし、地方財政については、各分野における歳出改革の具体的内容の小項目として位置づけられているに過ぎず、地方分権改革に向けた国の意気込みは大きく後退している。「地方分権の推進は、国及び地方公共団体の役割分担を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る」という地方分権推進法の基本理念に立ち返ったとき、地方分権改革の取り組みは不十分であると言わざるを得ない。

国庫補助負担金改革については、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図るとされているが、具体的な工程、税源移譲額を示した上で、まずは、指定都市が提案した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分について早急に実施し、税源移譲を確実に実現すること。

地方交付税については、地方交付税総額が現行の法定率でも不足している状況に鑑み、国・地方を通じた歳出削減によってもなお生じる通常収支不足は、法定率の引上げによって解消すること。また、例えば人口20万人以上の市の半分などの目標を定めて、地方交付税に依存しない不交付団体の増加を目指すとしているが、税源移譲を伴わない一方的な削減は行わないこと。

これらの見直しを一体的に行い、地方分権改革を確実に実現すること。

分権型社会にふさわしい大都市制度の早期創設

指定都市市長会は、指定都市の事務配分の特例に対応した大都市特例税制や、

道州制を見据えた新たな大都市制度のあり方について具体的な提言として取りまとめ、様々な機会を捉えてその創設を訴えてきた。

現行の指定都市制度は、50年前に「暫定的な措置」として創設されたもので、①特例的・部分的で一体性・総合性を欠いた事務配分となっている、②役割分担に応じた税財源措置がなされていない、③道府県との不明確な役割分担のため非効率・不経済などの「二重行政」の弊害が生じているなど、指定都市自らが大都市問題を主体的かつ迅速に解決していくのにふさわしい制度とは言い難いものとなっているが、抜本的な制度改革は先送りにされてきた。

指定都市は道府県による補完を要せずに事務処理を行いうる規模・能力を有しており、そのポテンシャルを十分に発揮することができれば、住民の視点に立った指定都市の自発的な取り組みが可能となり、我が国総人口の約2割にも及ぶ多くの住民が地方分権の実を実感することとなる。

よって、真の地方分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度構築の先駆けとして、地方分権をめざした関係法令の一括した見直しにあたっては、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、真に国、広域自治体の担うべき事務以外のすべての事務を指定都市が一元的・総合的に実施するとともに、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される新たな大都市制度の早期創設を含めた法整備を行うべきである。

われわれ指定都市は、これまでも国を上回る定員の削減をはじめ様々な改革に懸命に取り組んできており、今後も一層の行財政改革を推し進めていくことをここに確認するとともに、国と地方が一体となって地方分権改革を進めるべく、国においては「国から地方へ」の流れを今後も強力に推進し、地方の合意のもと改革を実現されることを、繰り返し強く要請する。

平成18年7月26日

指定都市市長会